

② 活動報告

神奈川県商店街振興にかかる 予算・施策への要望書について



9月の臨時総会の様子

③ 挨拶 升水一義会長 就任挨拶

③ 商店街 あいロード若松商店会
(相模原市南区)

④ お店 タカハタスポーツ(横浜市泉区)
風早橋ガーデングリルカフェ(葉山町)

商連かながわ、新体制へ 升水一義副会長が会長に就任

〔商連かながわ正副会長〕

商連かながわは令和元年5月28日に臨時総会と理事会を開催した。その中で役員交代があり、新会長として升水一義氏(前副会長・平塚市)が選出された。前会長の岡野誠一氏(横浜市)は相談役に就任した。

副会長も理事の中から深瀬武三氏(川崎市)、齋藤光久氏(藤沢市)、内藤和美氏(座間市)の三名が新たに選出され、片野操氏(綾瀬市)が退任した。

また、9月13日には臨時総会と理事会を開催し、高嶋薫氏が専務理事兼事務局長として選出された。(8面に関連記事) ちようど令和元年を迎えた時期に、商連かながわは役員と事務局の体制を一新した。
(会長新任あいさつは3面に)

- 副会長 石川 清貴
(二社) 横浜市商店街総連合会
- 副会長 浦上 裕史
(二社) 相模原市商店連合会
- 副会長 森下 守久
横須賀商店街連合会
- 副会長 伊藤 博
神奈川県商店街振興組合連合会



副会長 深瀬 武三
(一社) 川崎市商店街連合会



会長 升水 一義
平塚市商店街連合会

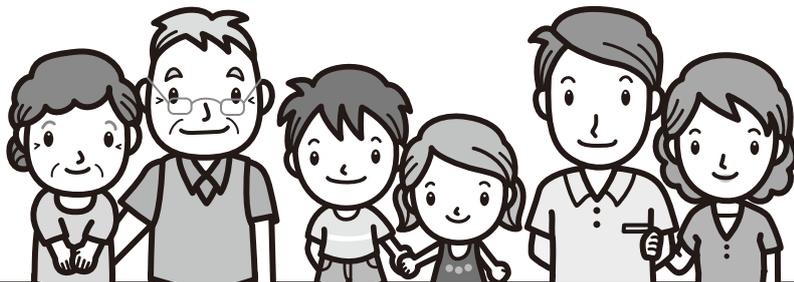


副会長 内藤 和美
座間市商店会連合会
(※写真は新任)



副会長 齋藤 光久
(一社) 藤沢市商店会連合会

安心と生きがいを保障



県民共済

お問い合わせ・資料請求
【業務推進部】

TEL 045-201-3039

平日 9:00~17:00(土・日・祝 休)

神奈川県民共済生活協同組合
横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル

商店街設備の維持等への支援を訴え正副会長が県に要望 〔令和2年度予算への要望書提出〕

商連かながわ正副会長は、10月28日に神奈川県庁に出向き、令和2年度の商店街振興にかかる予算・施策への要望を行う。

〔要望内容の概要（抜粋）〕

1 商店街共同設備（防犯カメラ等）の設置・維持管理費等の支援策の充実強化

商店街は、地域コミュニティの中核として、県民の身近な買物の場としてだけでなく、公共的な役割を担っています。商店街では街路灯や防犯カメラ等の商店街共同施設を設置し、維持管理を行っています。しかしながら、商店街共同施設の設置費や維持管理費が商店街の大きな負担となっています。

そこで、商店街共同施設（防犯カメラ等）の設置費及び維持管理費等の補助制度を創設するなど、支援策の充実強化を強く要望します。

また、補助制度が創設された場合には、神奈川県商店街活性化条例の趣旨に賛同し、地域住民の快適な商店街づくりに努めている当会会員である商店会への補助を優先することも要望します。

2 国と連携した「キャッシュレス・消費者還元事業」の厚い支援

国では、消費税増税対策やインバウンド対策のため、中小・小規模事業者に対しキャッシュレス決済の推進や軽減税率対策などの支援を行っています。キャッシュ

レス決済に必要な端末等の導入費用や決済事業者に支払う決済手数料を補助する支援策等がありますが、その支援策の期間は来年6月までとなっており、県内の商店街からは、来年7月以降決済手数料が引き上げられるのではないかと懸念の声を挙がっているところ。また日本におけるクレジットカードを含むキャッシュレスの決済手数料が高く恒久的な料率の引き下げが求められています。決済手数料が引き上げられた場合、商店街の個店の経営を圧迫することとなることから、県におかれましては、来年7月以降も決済手数料が引き上げられることがないよう、対策を講じられることを強く要望します。

3 大型店やチェーン店等の商店会加入促進支援の継続

商店会が街路灯や防犯カメラ等の設置費や維持管理費を支出しているにもかかわらず、商店会に加入していない大型店やチェーン店など、商店街に立地して街路灯や防犯カメラ等による受益を受ける一方で、商店会へ加入して商店会費を負担しないことは不公平であり、また、商店街の活性化や街づくりにとっても大きな損失であります。

神奈川県商店街活性化条例（平成20年4月1日施行）では、事業者の責務として、大型店やチェーン店を含む事業者が

商店会に加入して、商店街の活性化を図るための事業等に積極的に参加することにも応分の寄与をすることにより、商店街の事業等に協力するよう努めることが規定されています。

条例の周知徹底や商店会加入については、県と当会が協力して、大型店やチェーン店の本社等を訪問し、条例の趣旨を説明して、商店会への加入について協力を求めているところですが、商店会への加入促進活動のさらなるご支援をお願いいたします。

4 本会に対する支援

本会は昭和27年の創立以来、県内商店街の振興発展に寄与してまいりました。平成22年、公益法人としての認定を取得し、より広範で公益性の高い事業を展開し、商店街の地域社会への役割を果たすよう努めております。

そのなかで県内市町の商店街（会）連合会が、商連かながわに加入せず、さらには、それらの会員からの県に対しての補助金申請も可能とされていることについて、商連かながわに所属しなくても補助金が交付されるなら商連かながわに所属しなくてもよいというような声も上がっていますので、是非県からも指導して頂けたらと存じます。

出来れば県の補助金に関して商連かながわからの推薦を条件として頂きたいとお願いたします。

あわせて公益事業を推進していくためにも、県からの補助率を高めていただくなど引き続き本会への一層のご支援を要望いたします。

金融支援

創業支援

経営支援



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



LINE@
友だち募集中



カナモ

随時ご相談をお受けしています

営業部 045(681)7178	川崎支店 044(222)7811	小田原支店 0465(23)0138	横須賀支店 046(822)3821	藤沢支店 0466(23)0792	厚木支店 046(221)0633	相模原支店 042(752)0575
----------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------

会長挨拶



公益社団法人商連かながわ
会長 一義 升水

会員並びに関係者の皆様、謹んでご挨拶申し上げます。

私はこのたび5月の総会におきまして、皆さまからご信託をいただき、新しく会長に就任いたしました。今年で創立から67年目を迎える歴史ある団体の長として、身の引き締まる思いを抱いております。

さて、時代は令和元年を迎えたところではありますが、いよいよ10月から消費税が10%に増税され、関連するポイント還元事業なども始まりました。今回はさらに軽減税率への対応なども必要で、今までの増税とは全く違う空気を感じています。我々のような商業者にとって、どのような影響が出てくるのか、注意深く見守る必要があります。

またキャッシュレス化についていけないうち中小零細店も多く、今回の増税が、流通の形態を根本から変えていくきっかけになってしまおうのではと危惧しています。

しかし、我々商連かながわには心強い味方がいます。「神奈川県商店街活性化条例」です。平成20年から施行され、早10年が経

ちました。地域の核である商店街を大切にしようという理念は、徐々に県内に浸透し、協力的に受け止めてくれる大型店等も増えてきていると聞きます。

商連かながわとしては、県と足並みをそろえ、ますます条例の理念が広がっていくように、組織の強化をはかっていきたいと考えています。

また、地域には、昔とは違って様々な形態の商店街組織が増えています。商店が軒を連ねる従来型の商店街だけでなく、あるエリア内に点在する店が集まって会を結成する商店街組織もあります。これからは従来の発想に囚われず、いろいろな商店街組織とともに商店街の活性化を考えていく必要があります。私の地元の平塚でも「まちゼミ」の企画を若い世代の商店主たちが盛り上げており、とても活気があります。商店街をまとめあげられる様々なグループやコミュニティもこれから大事に育てていく必要があるでしょう。

商店街は、商業集積としての場ばかりでなく豊かな地域文化を育む受け皿であり、地域住民や学校、NPOなど様々な人や組織と、一緒に盛り上げていくことが今後益々求められていくと考えています。

私は会員の皆さまとの信頼関係のもとに、これまでの成果を踏まえ、目の前に存在する課題に向き合い、活力に溢れ、皆様に必要とされる商店街づくりを目指していく所存でおります。

今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。



「あいロード若松商店会」

(相模原市)

― 身の丈に合った組織体制の下、地域住民参加型の夏祭りを開催 ―

役員の大変な負担を減らすため、10年ほど前に振興組合から任意団体への変更を断行。身軽になった組織体制の下、月3回の売出しと、小学生や住民を巻き込んだ夏祭りなどで地元で愛される商店街を目指す。

◎法人組織によるハード整備が一段落し、ソフト事業に注力

あいロード若松商店会は、小田急線・相模大野駅から徒歩20分程度の場所に立地する。60年ほど前、周辺住宅地の住民の買い物場として、自然発生的に形成された。平成2年には法人化し、街路灯整備等の近代化事業によって安全、安心な買物環境の整備を図った。だが、次第に大型店出店の波に押され、会員数が減少する中で、今後は地元住民に愛される商店街を目指して、ソフト事業に軸足を置くこととし、振興組合から任意団体への変更が断行された。福本明世会長は言う。「身軽な組織となったことを活かし、大型店に不足している“人と人とのふれ合い”を地道に提供していきたい」。

◎地域住民の絵と小学生の短冊で彩られた提灯が並ぶ夏祭り

地域とのふれ合いが色濃くにじむのが、毎年8月に開催される「若沼フェスティバル 提灯祭」だ。祭りの前に、提灯の絵を描く人を募集し、地域内小学校や子どもセンターの子ども達には、提灯の下に飾る短冊に願いごとを書いてもらう。「祭り当日は、延べ300人以上の地域の老若男女が関わった提灯が並ぶ」と福本会長は言う。こ

れを眺める事を楽しみに来街する人も多く、反対側の商店が見えないほどの人出で賑わう。「夏祭りが継続できているのは、会員各店が露店販売などで、一定の売上を確保していることもある」と、福本会長は言葉を加えた。月3回の「8の日」の売出し日も、平常より売上が増える。毎回、会員の約半数の12〜13店が参加して、売出しを定期開催してきた。顧客サービスと売上確保のバランスが保たれていることが、これらイベントの継続の鍵である。

◎会員各店がお客様想いのサービスで、固定客を維持

会員の約3分の1の店に後継者が存在する。その背景にあるのは、各店がお客様想いのサービスを工夫するなど、独自の魅力を創出し、顧客と密な関係性を持っていることだ。当商店会内には、小売店舗の表彰(相模原お店大賞)を受けたお店が3店舗もある。そうした個性ある会員各店や商店会による「人と人とのふれあい」に軸足を置いた取組みの今後を見守りたい。

(執筆者：為崎緑「けいしん神奈川」)



データ DATA

あいロード若松商店会

所在地：相模原市南区若松3-8-12
 会員数：25店
 電話番号：042-747-0238

リーダーの横顔

各商連の新会長に聞く



深瀬 武三
会長

(一社)川崎市商店街連合会

『川崎市の商業環境をどのように感じていますか?』

今、とにかく川崎市は人口が増え、9月には152万人都市になりました。住みたい街ランキング等でも上位に名前が挙がるようになり、イメージが良くなったことを歓迎しています。区によって街の雰囲気もバラエティに富んでいて、可能性を感じます。

『商店街はどんな環境にありますか?』

市商連の加盟店は残念ながら減少しています。地域の商店街でも街路灯の管理等が問題になってきています。

しかし、市商連では街路灯へのフラッグ掲出による広告収入を得る事業や、クレジットカードの市商連割引の事業など、新規性のある活動にも力を入れてきています。

『最近注目している事を教えてください』

市商連では、共通商品券や地域通貨の勉強会をしており、来年度以降に実施していく予定です。また、私は地域の歴史や文化により商店街と市民が繋がっていくことはとても良いことだと思っており、私の地元の日吉地

区の太田道灌にまつわる活動も大切にしていきたいと思っています。



大山 学
会長

(伊勢原市商店会連合会)

『伊勢原市の商業環境をどのように感じていますか?』

ここ数年で大山の知名度が上がり、国内外から伊勢原に多くの観光客が来られるようになりました。ただ、駅からバスで大山へ行き来して、街を素通りされるお客様も多いのが課題です。伊勢原の商店会も大山と一緒に盛り上がり上げていきたいと思っています。

『商店街はどんな環境にありますか?』

商連には5つの商店会があり、ハロウィンや商店街ツアーなどの活動も商店会を知ってもらうために地道に続けています。

個店だけではできないことをするのが商店会であり連合会だと思います。街路灯や後継者問題も含め、行政に要望していく活動も大切にしていくと考えています。

『最近注目している事を教えてください』

2020年のオリンピックキヤーに、伊勢原は開村400年を迎えることになりました。記念すべき節目に、商店会でも何か大きなイベントで盛り上げようと、現在、企画を考えているところです。街が盛り上がると地味も元気になると確信しています。

商店街のキャッシュレス化に関する意識をいち早く調査 商店街実態調査まとまる

商連かながわは商店街実態調査を実施しその結果をまとめた。今年度は商店街のキャッシュレス化をテーマに設定し調査を行った。「アンケート調査対象(対象:73、回収64)、ヒアリング調査対象(対象:20)」以下、報告書から一部抜粋して紹介する。

◆キャッシュレス決済を導入している店は3割以下という商店街が、全体の7割

・キャッシュレス決済の導入状況は、調査時点(今年5月)ではまだまだこれからという状況にあり、キャッシュレス決済導入店は「ほぼない」という商店街が40.6%あり、3割程度以下である商店街は全体の7割を超え73.4%にのぼる。

・そのなかで「ほぼ全て」の店が導入しているという商店街は64商店街中4つ(6.3%)あった。

◆導入されているキャッシュレス決済はクレジットカードが最も多く、QRコードではPayPayが圧倒的に多い

・キャッシュレス決済の種類について、「クレジットカード」が一番多い(91.9%)ものの、「QRコード決済」(64.9%)や「交通系ICカード」(62.2%)が伸びてきていることがわかった。

・そのうちのQRカード決済では、「PayPay」が圧倒的に多く(87.5%)導入されており、他とは大きな差があった。

◆キャッシュレス決済導入の障害やデメリットは、第一には決済手数料の高さ

・商店街が考えているキャッシュレス決済導入の障害やデメリットについては、「店舗が負担する決済手数料が高い」というのが一番多く64.1%を占めた。

◆商店街でキャッシュレス化が進まない理由は、大きく4つある

・商店街にキャッシュレス決済が導入できない理由については、大きく分けると4つ、手数料問題、先行き不安問題、高齢化問題、お店の業種特性問題がある。

・手数料問題は「小売店の少ない利幅(例えば3%程度)のなかで3%を超える手数料は払えない」「つまり「手数料が高い」などである。

・ほか先行き不安問題は「今は無料でも期間が過ぎればどのくらいになるか不安」など。高齢化問題は「店主の高齢化で操作に不安がある」「お客様も高齢客が多い」など。お店の業種特性問題として「魚屋とか手が濡れている職業は機械がダメになってしまふ」「ラーメン店も油が飛び回る」などの理由で導入が難しいことが分かった。

★この調査の詳細については、令和元年度神奈川県商店街実態調査「概要版」または「完全版」をご覧ください。現在、商連かながわのホームページからダウンロードすることができます。

繁盛のヒントここに有り 14

商業界 教育企画部長 笹井清範

良いものを買い、それを長く使つて。「一生もの」と言つが、さらに世代を超えて使い続けるとき、その品は購入時には高価であっても、長い目で見ればとてもお値打ちだ。大量生産・大量流通・大量消費こそ美德と言われた時代には、頻りに買い替えることが是とされてきた。それが豊さと教えられてきた。

しかし、その一連の流れの最後には大量廃棄がやってくる。私たちは、資源は有限であることを知っている。こうした消費スタイルが続くはずもなく、未来に大きな禍根を残すことを理解している。

私たちは「費」やして「消」す者としての「消費者」ではなく、「活」かして「生」きる者としての「生活者」だ。その当たり前に一人ひとりが気づいたとき、私たちは次代に未来を残せる。

では、誰が気づかせられるのだろうか。それは、「作り手」と「使い手・食へ手」の中間に立ち、「伝え手・繋ぎ手」として両者を最もよく知りつる立場にある者。両者「最善」の出会いを生み出す役割を担う商業者である。



デポ-の知育玩具は、手に取って触り心地などを確かめることができる。

徳島市で、そうした取り組みを四半世紀にわたって続けている店がある。ギフト雑貨と木の玩具の店「デポ-」(DEPO-)に置かれているのはヨーロッパの厳しい基準をクリアし、子どもの創造性、コミュニケーション能力を育む、言わゆる知育玩具といわれているものだ。

加えて、価値観を共有する顧客が集い、学び、触れ合えるイベントや教室が開かれている。「バランスボールで産後ママの集中ケア」「シンプル育児の3ヵ月レッスン」といった育児・女性の体に関するものだ。

店主の高田健司さんは、こう語る。「子どもにとって遊びの時間は、食事と睡眠と同じくらい大切なものなのです。豊かな遊びの中には、子どもの「生きる力」を育む発見がたくさんあります。シンプルで創造力を育む本物の玩具を通して、私たちはちょっとしたお手伝いがしたいのです」

商いにはより良い未来をつくる力があり、商人にはその役割がある。そのためには、同じ「Q」だが Quality(量)ではなく、Quantity(質)を追求するべきを込めて。

「小さなお店の節税対策～賢く得をするには～」 ③③

「不動産賃貸にかかる消費税」

Q 店舗や事務所賃料の消費税が10月1日以降も8%の場合があると聞いたのですが本当でしょうか？

A はい、本当です。ある要件を満たした場合には10月1日以降も消費税率は10%ではなく8%のままになります。8%の税率が適用されるためには、契約時期と契約内容のそれぞれについて要件があります。

Q 契約時期の要件とはどのようなものでしょうか？

A 平成31年3月31日までに賃貸借契約を締結していることです。

Q 契約内容の要件とはどのようなものでしょうか？

A ①貸付期間及びその金額が定められていること。②金額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。③解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと。「①及び②」または「①および③」に掲げる要件に該当する場合は8%の税率が適用されます。

Q 自動継続するような契約の場合自動継続後も8%の税率でよいのでしょうか？

A 自動継続後の税率は10%になります。

Q 当社が貸し付けている店舗の賃貸借契約には、貸付期間及びその金額が定められており、かつ金額変更できないこととなっておりますが、やむを得ない事情が生じた場合には、いつでも解約できる旨の記載があります。このような場合は、税率は8%でよいのでしょうか？

A ③の条件は満たしませんが、①と②の要件を満たしているため、税率は8%になります。

Q 当社が貸し付けている店舗の賃貸借契約には、貸付期間を3年とし、1年目は10万円、2年目は20万円、3年目は30万円としています。このような場合は金額が変更されるので要件を満たさず税率は10%になるのでしょうか？

A 1年目10万円、2年目20万円、3年目30万円のように賃料は変動していきませんが、契約期間およびその金額が定められており①と②の要件を満たしているため税率は8%になります。

Q 当社が貸し付けている店舗の賃貸契約書には、賃借人の同意が得られた場合は賃借料を変更できると定めていますが、②の要件に該当するのでしょうか？

A 賃借人の同意を得られることを条件としても、賃借料の変更ができる旨の定めがあることになり②の要件に該当しないこととなります。

Q 賃貸契約書には「消費税率の改正があったときは改正後の税率(10%)による」旨の記載があります。このような文言があれば、税率は10%でよいのでしょうか？

A 上記のような記載があったとしても当該契約が他の要件を満たす場合には税率は8%が適用されます。

Q なぜ10%にならないのでしょうか？

A 「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めは「金額の変更を求めることができる旨」に該当しないものとして取り扱われることになっています(31年経過措置通達17)。よって、要件②に該当することになります。貸付期間及びその金額が定められていれば①の要件を満たすことになり税率は8%が適用されます。



公認会計士・税理士・行政書士 河野貴浩 info@kono-cpa.com

商店街を支援する

商連かながわの推せん会社紹介

当会は、商店や商店街（会員）の店舗や共同施設の整備、サービス業務などを安心して受けられる企業を選定し推せんしています。

「発想から発想まで」、

ワンストップサービス

株式会社ポトサイド印刷

企画営業部 庄司 秀雄さん

◎どんな業務を行っている会社ですか？

各種印刷物の企画提案から、デザイン制作、印刷物に対する仕様アドバイスなどを得意としております。

お気に入りの写真を使ったオリジナルカレンダーや写真集、俳句や川柳などの作品集を少数からでもお作りします。

また、区切りの年ごとに大切な記録を残す記念誌を多く手掛けております。

◎商店街にお勧めの商品やサービスがありましたら教えてください

一般広告宣伝物や、フラッグ、看板、商店街独自のホームページなども制作させていただきます。

◎同様に、個店にお勧めの商品やサービスがありましたら教えてください



持ち寄った猫の写真で作ったカレンダー

シヨップカードや新聞折込、販売チラシ、ポップなど印刷物制作はもちろん、会員カードや、顧客情報データベースなども制作させていただきます。

◎最後に読者にメッセージをどうぞ

私たちの働く目的は、印刷という仕事を通じてお客様をびっくりさせることです。お客様に期待値以上の成果をご提供して、どうやってお客様を喜ばせるか、全社員が絶えずこのことばかり考えている会社です。

もし、お困りのことやお考えのことなどがございましたら、是非ご一報ください。お見積もりやお問合せなどでは一切料金は頂戴しませんのでお気軽にお問合せください。



本誌「かながわ商店街・おみせ新聞」を印刷する印刷機

株式会社ポトサイド印刷

担当者：企画営業部 庄司 秀雄

住所：横浜市金沢区鳥浜町16-2

電話：045-776-2671

「商店街の道路舗装ならお任せ！」

前田道路（株）西関東支店

技術部 技術課 課長 大塚 正樹さん



石川商店街(協)では新舗装に加え、歩道の拡張や電線地中化等を行った

◎どんな業務を行っている会社ですか？

当社は、道路の舗装を中心に、建物周りの外構、駐車場などの工事を行う会社です。

ご用命の際には、お客様のご予算、ニーズに合わせた舗装材をご提案します。コンピュータグラフィックを用いた完成イメージ、設計図面などをまとめ分かり易くご提案いたします。

◎商店街にお勧めの商品やサービスがありましたら教えてください

人通りの多い商店街での穴や段差は大きな

事故にも繋がります。ちょっとした補修でも、お気軽にお声掛けください。支店・営業所併せて県内15の拠点で迅速に対応いたします。



「マイルドパッチ」は、水で固まる袋詰めのアスファルト混合物です。アスファルト舗装に空いた穴の補修や、屋外の段差解消などDIYで行えます。

◎同様に、個店にお勧めの商品やサービスがありましたら教えてください

個別に駐車場の整備などがありましたら、ご相談いただけると幸いです。また、水をかけるだけで固まる、新製品「マイルドパッチ」という舗装補修材も開発しました。ご自分で補修されたいという方にもお勧めです。

◎最後に読者にメッセージをどうぞ

道路整備というと大がかりなイメージがありますが、当社は大・小規模問わずに対応いたします。どうぞお気軽にお電話ください。

前田道路株式会社 西関東支店

担当者：技術部 技術課 課長 大塚 正樹

住所：横浜市中区不老町3-112-15

電話：045-662-4121

推せん会社

道路・駐車場整備 前田道路
印刷 ポトサイド印刷
街路灯 LED ニシヤルペイ

アーケード 日米アトム
印刷 ポトサイド印刷
LED ニシヤルペイ

商連かながわの活動報告

◎商店街キャンペーン事業を9月までに県内三方所で開催

地元商店街の活動と「神奈川県商店街活性化条例」のPRを兼ねて、商店街団体が関連するイベントの会場で、パンフレットとエコバッグを200部ほど配布するキャンペーン事業を行っています。

7月に横浜市南区商店街連合会、8月に都筑区のえだきん商店会、旭区の左近山商店連合会と、関連する夏祭り等のイベントに参加しました。今年度はあと4件ほど予定しています。

開催中！SNSで盛り上げる「かながわ商店街まつり」

神奈川県商店街振興組合連合会と神奈川県中小企業団体中央会が「かながわ商店街まつり」と題して、参加商店街のイベント等の合同告知とSNSでの「すてきな写真キャンペーン」を実施している。

9月～12月の間で県内の約30の法人商店街が実施する各種イベント等に合わせ、SNS（ツイッター、インスタグラム）にて「#わたしのまちの商店街」又は「#かながわ商店街まつり」をつけて、すてきな写真を投稿してくれた方を対象に抽選を行い、当選者に景品をプレゼントする。

県振連として多くの商店街が参加するキャンペーンとして、盛り上がりを見せている。



◎商店街ツアー講習会を開催

8月7日に、商店街ツアーのガイドに興味をもってもらうための講習会を開催しました。参加者は20名。商店街ツアーにお客として参加している方などが来場されました。内容としては、商連かながわの古性主任からツアー事業の概要と体験談などを紹介した後、中小企業診断士の為崎緑氏と、NPO法人横浜シテイガイド協会の嶋田昌子理事の二名から事例発表をいただきました。珍しい裏話などを聞きつつ、和やかな雰囲気での講習会を行うことができました。

◎商店街加入促進マニュアルを一部改訂

商店街への加入依頼活動について、具体的な進め方や商店街紹介パンフなどが作成できる冊子「いきいき商店街づくりのため

の商店街加入促進マニュアル(改訂版)」の一部を改訂しました。商店街の規約について、商店街の会員になれる店舗について記載している第2条の項目について、会員の条件として次の文章を追加しました。

神奈川県暴力団排除条例により、暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)、暴力団経営支配法人等(暴力団員等が出資、融資、取引などを通じて事業活動に支配的な影響力を有する法人等)は会員になることができないものとする。

この冊子は商連かながわのWEBサイトからダウンロードすることができますので、ぜひ、商店街の会員拡大事業にお役立てください。

事務局より



商連かながわでは9月13付で、宇野繁専務理事の退任に伴い、後任として高嶋薫が就任いたしました。これからも事務局をよろしく願いいたします。

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

令和元年10月1日から、神奈川県最低賃金は時間額1,011円になりました。(28円引き上げ)

[最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者(雇用形態や呼称の如何を問わず)に適用されます]

中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を用意しています。詳しくは「神奈川県働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

TEL:0120-910-090(神奈川県中小企業団体中央会 内)

編集後記

いよいよ消費税が10%となり、国のキャッシュレス・消費者還元事業もスタートしています。みなさんの地域の商店街や商店ではいかがでしょうか。新しくレジを変えたお店などでは、従業員みなさんで使い方を必死に覚えた、というようなお話も聞きました。

中小零細商店の集まりが、商店街であり、商連かながわです。10月末に県に商店街の要望を伝えますが、今後もみなさんのご要望、ご意見を行政へ伝える役割を担っていききたいと思います。